（座席）

第106条　（略）

２～５　（略）

６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の２第１項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　（略）	（略）	（略）
二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５ｔ以下のもの（次号、第６号及び第８号に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　（略） 二　協定規則第80号の技術的な要件に定める基準
	（略）	（略）
三～八　（略）	（略）	（略）

（座席ベルト等）

第108条　（略）

２～４　（略）

５　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第７改訂版補足第８改訂版5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「54」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第８改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）
協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第８改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準

二　（略）

（座席）

第106条　（略）

２～５　（略）

６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の２第１項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　（略）	（略）	（略）
二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５ｔ以下のもの（次号、第６号及び第８号に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　（略） 二　協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	（略）	（略）
三～八　（略）	（略）	（略）

（座席ベルト等）

第108条　（略）

２～４　（略）

５　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第７改訂版補足第７改訂版5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「54」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）
協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準

二　（略）